

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁関係各部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
(参考送付先)
警察大学校教務部長
庁内関係各課長

警察庁丁組二発第241号、丁保発第94号
令和6年7月12日
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長
警察庁生活安全局保安課長

「第二次銃器対策推進5か年計画」の策定について(通達)

令和元年7月、銃器対策推進会議において、第一次となる「銃器対策推進5か年計画」(以下「旧計画」という。)が策定され、それ以降、中長期的な視点から戦略的に諸施策を実施してきたところであるが、このたび、旧計画を継承し、引き続き政府を挙げた総合的な対策を講じることを目的に「第二次銃器対策推進5か年計画」(別添。以下「新計画」という。)が新たに策定された。

近年、銃器を巡る情勢は大きく変化し、更なる多角的な取組が求められるところ、各位にあっては、直面する諸課題に適切に対処するため、新計画に盛り込まれた実施施策を積極的に推進されたい。

なお、本通達については、警察庁警備局、サイバー警察局と協議済みであり、「銃器対策推進5か年計画の策定について(通達)」(令和元年7月22日付け警察庁丁薬銃発第100号ほか)は廃止する。

第二次銃器対策推進5か年計画

令和6年7月

銃器対策推進会議

第二次銃器対策推進5か年計画

令和6年7月8日
銃器対策推進会議

第1 はじめに

政府は、銃器を使用した凶悪事件が増加傾向にあった平成7年、取締り強化等に向け「銃器対策推進本部」¹を設置して、銃器対策の基本方針である「銃器対策推進要綱」を決定した。それ以降、同要綱に基づく推進計画を策定し、関係機関が緊密に連携して諸対策を推進した結果、平成6年には249件であった銃器発砲事件数が、平成30年以降は20件を越えることなく推移するなど着実に成果を挙げてきた。

一方、発生件数が減少傾向にあるとはいえ、依然として、暴力団等による発砲事件が住宅街や繁華街で発生し、平穏な国民生活に対する重大な脅威となっているほか、いまだ相当数の銃器が暴力団の関係先等から押収されるなど、銃器対策が国民の生命、身体の安全に直結する重要な問題であることに変わりはない。

また、近年、インターネット上における違法・有害情報や3Dプリンターを利用して一般人が容易に銃器を製造、入手することが可能となっており、現に、自作の銃砲を用いた凶悪事件が発生するなど、暴力団等に属さない者による銃器事犯の増加が懸念される状況にある。

このように、国内における銃器情勢は、従来からの暴力団等による組織的な銃器事犯のみならず、新たな脅威への対応が求められる重大局面を迎えており、直面する諸課題に適切に対処し、将来にわたって銃器事犯の根絶を図るためには、これら脅威への対策を盛り込んだ「第二次銃器対策推進5か年計画」を策定し、引き続き、政府一丸となった総合的かつ効果的な対策を推進していく必要がある。

¹「銃器対策推進本部」は平成20年12月に廃止され、同本部が決定した事項等は「銃器対策推進会議」に引き継がれた。

第2 実施施策

1 銃器摘発体制の強化と取締関係機関の連携の緊密化

(1) 取締り体制の強化

〔警察庁〕

- 「組織犯罪対策要綱」に基づき、暴力団を始めとする犯罪組織が管理し、又は隠匿する銃器に関する情報を一元的に集約するとともに、分析した情報を基に犯罪組織の弱体化及び壊滅に向けた統一的な戦略を立案した上で、一体的で効率的な取締りを推進する。
- 各都道府県警察における銃器対策、薬物対策、暴力団対策及び国際組織犯罪対策等の関係部門の連携と情報共有を図り、組織の総合力を発揮した違法銃器の取締りを推進する。
- 効果的な内偵捜査、捜索を行うため、装備資機材の整備・充実を図る。
- 銃器捜査員の知識・技術等のレベルアップを図るため、各種捜査手法や装備資機材の効果的な活用方策等を内容とした実戦的教養を継続して実施する。

〔財務省〕

- 銃器密輸関連情報について積極的に情報収集を行うとともに、国際密輸組織に関する分析を充実することにより、税関における監視取締体制の一層の強化を図る。
- X線検査装置、監視カメラ等の取締・検査機器の整備・充実を図るとともに、効果的な活用に努める。

〔海上保安庁〕

- 各管区海上保安本部に設置されている密輸・密航対策本部において、巡視船艇・航空機等によるしょう戒を実施するなどして、監視取締体制の強化を図る。
- 海上における監視取締体制の強化のための所要の体制の整備を図る。
- 部内研修の実施及び部外研修への参加により、取締要員の捜査技術の育成に努める。

(2) 関係機関による連携の緊密化

〔警察庁〕

- 「地方機関連絡協議会」及び都道府県単位の「連絡協議会」を積極的に開催して、引き続き連携の強化を図る。
- 取締関係機関との積極的な情報交換を行い、合同摘発の促進を図るとともに、最近の密輸実態を踏まえた実戦的な合同訓練等を実施する。

〔法務省・出入国在留管理庁〕

- 各地において開催される銃器事犯に関する「連絡協議会」等に積極的に参加し、情報交換を行うことにより、引き続き事犯摘発の強化に向けた関係機関との連携協調関係を構築するよう努める。

〔出入国在留管理庁〕

- 違反調査を始めとする退去強制手続の過程等において、拳銃等の銃器を発見し、または関連情報を入手した場合には、引き続き警察等関係機関へ速やかに情報提供するなど捜査に協

力する。

【財務省】

- 密輸取締関係省庁による「密輸出入取締対策会議」及び「地区密輸出入取締対策協議会」等を開催し、密輸に関する意見・情報交換を行うことにより、連携の強化を図る。

【海上保安庁】

- 中央・地方それぞれのレベルで、水際対策に関する会議に参加し、情報交換を行うことにより、連携の強化を図る。
- 外国船舶に対して合同による立入検査を積極的に実施する。

【警察庁・財務省・海上保安庁】

- 要注意船舶に対して、合同による船内検査等を積極的に実施する。
- 洋上取引等による密輸取締りを想定した洋上合同訓練等を積極的に実施する。
- 人事交流を引き続き実施する。

2 銃器犯罪に対する徹底した捜査・調査と厳格な処理

〔警察庁〕

- 銃器を使用した凶悪犯罪等について、検挙活動を強力に推進するとともに、あらゆる法令を効果的に適用して厳罰化を図る。
- 銃器犯罪は暴力団を始めとする犯罪組織により組織的・計画的に敢行されることが多いことから、徹底した突き上げ捜査と広範な搜索の実施により、事件の全容解明と違法銃器の摘発、押収に努める。
- 銃器密売事犯を始めとする銃器犯罪に係る犯罪収益の解明を図り、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律による犯罪収益の剝奪を図る。

〔法務省〕

- 全国の検察官が出席する会同・会議において、銃器事犯の厳正な処分及び科刑の実現について意識共有を図り、その実施に努める。

〔財務省〕

- 徹底した犯則調査による銃器密輸入事犯の全容解明に努める。

〔海上保安庁〕

- 銃器犯罪の摘発に際しては、徹底した突き上げ捜査を行い、事件の全容解明に努める。

3 水際対策の的確な推進

(1) 摘発の徹底と関係機関との連携強化

〔警察庁〕

- 地方出入国在留管理局、税関等の関係機関と連携し、密輸入事犯の容疑者等に関する事前旅客情報等を活用するほか、関係機関との情報交換による銃器情報の収集、共同捜査を促進し、水際対策の連携強化を図る。
- 違法銃器の摘発に向けた情報収集を強化し、水際における密輸入事犯等の摘発を徹底するとともに、摘発・押収した銃器の流通経路、犯行形態の分析、突き上げ捜査を徹底し、密輸組織及び密売ルートの解明を強力に推進する。

〔出入国在留管理庁〕

- 銃器事犯関係者に関する出入国記録照会があった場合は、引き続き迅速に回答できるよう努める。

〔財務省〕

- 銃器等に関する密輸情報の総合的な分析を行い、関係機関と連携して密輸ルート及び密輸手法等の解明に努める。
- 銃器等の密輸の摘発のため、警察及び海上保安庁と合同による船内検査等の取締りを積極的に実施する。
- 監視艇を活用し、銃器等の密輸の中継地となる可能性の高い離島や洋上における取引による密輸に対する監視取締り及び情報収集を積極的に実施する。
- 爆発物探知犬・銃器探知犬を活用し、主要空港等において重点的な密輸取締りに努める。
- 取締強化期間を設定し、密輸取締りの強化を図る。

〔海上保安庁〕

- 監視能力を強化した巡視船艇・航空機等を配備するとともに、巡視船艇・航空機等のしよ戒を継続的に行い、水際対策を徹底する。

〔警察庁・財務省・海上保安庁〕

- テロリスト等が銃器を国外から持ち込む可能性や個人輸入等により発射機能のあるモデルガンが国内に流入する可能性も念頭に置き、関係機関との緊密な連携により水際対策の強化を図る。

(2) 厳重な審査、検査等の実施

〔出入国在留管理庁〕

- 不法入国者等の発見を目的とした臨船サーチ及び港湾区域・空港直行通過区域の警戒活動等において、銃器関連情報を入手した場合には速やかに捜査に協力する。

〔財務省〕

- 本邦への入港前に報告された船舶・航空機の旅客及び乗組員に関する情報を利用して、検査対象者の効果的な絞込みを図るとともに、X線検査装置等の取締・検査機器の有効活用に

より、入国旅客等の携帯品に対して重点的かつ効率的な検査を実施する。特に航空機旅客に関しては、電子的に取得した乗客予約記録（PNR）を分析し、それに基づく検査も実施する。

- 入国検査場内等の巡回の強化により、不審者・不審物の把握に努める。
- 船舶等が我が国へ入港する前に報告された輸入貨物等に関する情報を活用して、外国貨物が本邦の港に船卸しされる前の段階から、要注意貨物のスクリーニング（絞込・選定）を的確かつ効果的に行うとともに、大型X線検査装置等の取締・検査機器の有効活用により、重点的かつ効率的な検査を実施する。
- 保税地域の貨物管理者等に対し情報提供依頼を行うなど、通報体制の強化に努めるとともに、保税地域への巡回及び貨物の搬出入等の際の立会い確認を積極的に実施する。
- 我が国を経由して第三国に輸送されるトランジット貨物等についても、引き続き必要に応じ検査を実施する。
- テロリスト等による銃器の密輸を阻止するため、関係機関との情報共有を強化し、厳重な審査及び検査を実施する。

【海上保安庁】

- 外国船舶に対する立入検査及び関係機関との合同による立入検査を積極的に実施する。

【経済産業省】

- 銃砲等については、外国為替及び外国貿易法第 52 条に基づき、経済産業大臣の輸入承認を要する貨物として規制しており、引き続き厳格な審査の実施に努めるとともに、合理的かつ実効的な規制を実施する観点から、関係機関とも協議の上、見直しの検討を行う。

(3) 関係団体、企業等に対する協力の要請

【警察庁】

- 運輸関係団体や漁業関係団体との協定会議を開催し、協力要請を行う。また、銃器事犯・密輸に関する情報を必要に応じて提供する。
- 水際監視協力員が出席する連絡協議会、研修会等を開催し、監視の強化及び不審情報の積極的な提供を要請する。

【財務省】

- 財務省及び各税関において、「密輸防止に関する覚書」等を締結する関係業界団体から、銃器等の密輸情報の入手に努める。
- 通関業者、船舶代理店等の関係業者に対して、種々の機会を捉え、情報提供等の協力依頼を行い、不審情報の通報を促進する。
- 漁港等に税関職員を派遣し、漁協、地域住民及び同地域に配置している民間協力者等との連携を強化することにより、銃器等に関する密輸情報の入手に努める。

【水産庁】

- 都道府県及び関係漁業団体を通じ、漁業者等に対して、不審な積荷・船舶等に関する積極的な情報提供を要請する。

〔経済産業省〕

- 外国貿易関係団体（一般社団法人日本貿易会）を通じ、外国貿易関係者等に対し、銃器の密輸防止及び物流システムを通じた銃器の拡散防止の観点から、不審な積荷、船舶等に対する情報を積極的に通報するよう要請する。

〔海上保安庁〕

- マリーナ、漁業及び海事関係者等を訪問するなどして、積極的な情報提供を要請する。

(4) 国際郵便の検査体制の強化

〔総務省〕

- 令和5年6月に開催されたWCO-UPU グローバルカンファレンスにおける共同宣言（東京宣言）や、令和6年3月に通関電子データ（EAD）の送信が全世界に対して行われることとなったことを踏まえ、国際郵便物の検査に係る現場レベルでの一層の連携強化が図られ、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、日本郵便株式会社に対し協力を要請する。
- 国際郵便を利用した銃器密輸入事犯が摘発された場合は、当該事犯に係る仕出国の郵政関係機関に対して文書を個別に発出し、我が国における銃器の輸入制限について郵便事業者職員及び利用者に周知を図るよう協力を要請する。

〔財務省〕

- 銃器等の密輸仕出国の可能性が高い国からの郵便物を重点的に検査し、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、同郵便物についてはそれ以外の国からの郵便物とは別に提示を行うことを引き続き日本郵便株式会社に対して要請するとともに、X線検査装置等の取締・検査機器の有効活用により、重点的かつ効率的な検査を実施する。
- 爆発物探知犬・銃器探知犬を活用し、密輸取締りの強化に努める。

4 国内に潜在する銃器の摘発等

(1) 暴力団の関与する銃器事犯の取締り強化

〔警察庁〕

- 組織犯罪対策部門による違法銃器に関する情報の一元的管理や各都道府県警察間の連携を強化し、国内に潜在する銃器事犯の取締りを推進する。

特に、六代目山口組と神戸山口組、絆會、池田組との対立抗争による発砲事件が頻発するなど、暴力団によるとみられる銃器発砲事件は地域社会の大きな脅威となっていることから、暴力団が組織的に管理し、又は隠匿する拳銃等の情報収集を徹底するとともに、反復した捜索等により、暴力団が関与する銃器の摘発・押収を強力に推進する。

〔法務省〕

- 全国の検察官が出席する会同・会議において、暴力団が管理し、又は隠匿する拳銃等及び拳銃実包の効果的回収を図るため、通信傍受法を始めとする捜査手法等の積極的かつ適正な運用を推奨する。

(2) テロ対策の推進等

〔警察庁〕

- テロリストやローン・オフエンダーその他不特定多数の者に危害を加えるおそれのある者によるテロ等重大事案の未然防止に向けた情報収集及び分析活動を強化し、自作の銃砲等の銃器の密造及び使用等に関する情報を入手した場合は、その危険度に応じて、的確な措置を講じる。

〔警察庁・経済産業省〕

- 火薬を含む爆発物の違法な製造、使用等を未然に防止するため、関係省庁・関係機関と連携し、爆発物原料となり得る化学物質を販売管理する事業者等に対する管理者対策を推進する。

〔海上保安庁〕

- 「海の緊急通報用電話番号 118 番」を活用して、広く国民から違法銃器に関する情報を収集し、取締りを強力に推進する。

(3) 銃器密造等防止対策の推進

〔警察庁〕

- 3Dプリンターを利用して製造した銃器及び改造が可能なモデルガン、準空気銃等の流通実態やガンマニア等に関する情報収集に努め、密・改造事犯の取締りを強化する。

〔経済産業省〕

- モデルガン、エアソフトガンを製造、販売等する関連業界団体を通じて、同事業者に対して、武器等製造法等の遵守及びこれらの改造防止等の観点から、モデルガン、エアソフトガ

の製造・販売等の慎重な対応、消費者に対する銃器対策の啓発等を推進するよう引き続き要請する。

(4) インターネット上の銃器対策の推進

〔警察庁〕

- ECサイトやSNS等に対するサイバーパトロールのほか、国民からの情報提供やインターネット・ホットラインセンター（IHC）からの通報等による違法銃器に関する情報収集活動を推進するとともに、銃器の製造、売買等に関する違法情報を入手した場合は、不法所持に係るあおり・唆しを含め、違法行為に対する厳正な取締りを実施する。
- プロバイダやプラットフォーム等に対し、違法・有害情報の削除や監視体制の強化を依頼するなど、インターネット上における違法・有害情報の排除対策を推進する。

〔海上保安庁〕

- オークションサイトやSNS等に対するサイバーパトロール体制の整備を実施し、インターネット上の違法銃器に関する情報収集体制を強化する。

(5) 猟銃等の厳格な審査と指導の徹底

〔警察庁〕

- 猟銃、空気銃、クロスボウ等の所持に関する許可申請に対しては、各調査により厳正に審査を実施するとともに、すでに許可を受けている者に対しても、その使用実績や保管状況等を確認するための検査を厳格に実施し、不適格者や不要な銃の排除に努める。また、長期間にわたって使用実績がないと認められた場合には、所持許可の取り消しを厳正に行う。
- 猟銃等講習会及び技能講習の開催等を通じ、猟銃等の適正管理や取扱いの基本等についての指導を行う。

〔経済産業省〕

- 実包等の貯蔵・廃棄等の取扱いが適切になされるよう引き続き対処する。

5 国際協力の推進

(1) 国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書（仮称）の締結準備

【警察庁・外務省・経済産業省】

- 国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書（仮称）の締結に向けて、同議定書及び銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法等の国内関係法を整備するための法律案について可及的速やかな国会提出を目指す。

(2) 適切な銃器管理に関する諸外国への働きかけ等

【警察庁・法務省・外務省・財務省・海上保安庁】

- 我が国への不法な銃器の流入阻止及び在留邦人の安全確保の観点等から、諸外国に対し、適切な銃器管理の推進を求めるとし、多国間協議、二国間協議等あらゆる機会を通じて働きかけを行う。

【警察庁】

- 銃器密輸の仕出地等となるおそれのある諸外国の捜査機関との連携を密にし、密輸情報の提供や捜査協力について働きかけを行う。

【総務省】

- 万国郵便連合（U P U）国際事務局に対し、銃器の密輸防止のための郵便物の引受検査徹底等の依頼を各加盟国の郵便事業体に周知するよう要請する。

【外務省】

- 国連総会に対し、小型武器決議案を関係国と共同で提出し、採択を目指す。
- 武器貿易条約（A T T）につき、銃器を含む通常兵器の国際貿易の管理に関する国際協力を更に推進すべく、条約の普遍化（締約国数の増加）を促進する。具体的には、アジア太平洋諸国を始めとする本条約の未締結国に対し、条約締結に向けた働きかけを行う。また、本条約により毎年の提出が義務付けられている通常兵器の輸出及び輸入に関する報告の提出に向けた締約国への働きかけを通じて、銃器を含む通常兵器の輸出入の透明性の向上に努める。

【財務省】

- 世界税関機構（W C O）等の国際会議において、我が国の取締状況を紹介するなど、銃器等の国際的な不正取引の防止に関する取組の促進に貢献する。
- 銃器を含む密輸の取締りに資する情報分析能力の強化等を目的に、開発途上国の税関職員を対象とした、我が国への受入研修及び我が国税関職員の海外派遣を実施する。

【海上保安庁】

- 海外関係機関を招へいした研修や海上保安庁職員の海外派遣を通じ国際協力を推進する。

(3) 諸外国との情報交換等の推進

〔警察庁〕

- 銃器密輸の仕出地等となっている諸外国の捜査機関との情報交換を促進し、密輸情報の収集強化を図るとともに、同事犯の摘発に向けた国際協力を推進する。

〔外務省〕

- 国連の場等における情報交換を通じて、各国及び地域の非合法小型武器に対する取組に関する現状を把握し、国際的な不正取引の防止に役立てる。

〔財務省〕

- 世界税関機構（WCO）のアジア大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点である地域情報連絡事務所（RILLO）の情報交換ネットワーク等を通じて、銃器等の密輸を含む情報交換の促進に努める。
- 外務省と連携しつつ、銃器等の密輸の防止等を目的とした情報交換を含む税関当局間の協力を促進する二国間税関相互支援協定の締結等による協力枠組みの構築に努める。また、これまでに構築した協力枠組みを活用し、情報交換の促進に努める。
- 海外における情報収集を強化するため、世界税関機構（WCO）等の国際会議や銃器等の密輸の仕出地となる可能性の高い国・地域へ税関職員を派遣し、銃器の密輸を含む情報を収集するとともに、世界各国の税関当局等との間に構築した情報交換のための国際的なネットワークを活用した情報交換及び実務者による対話を促進する。

〔海上保安庁〕

- 海外関係機関との情報交換を推進し、密輸に関する情報入手に努める。
- 北太平洋地域の海上保安機関が参加する「北太平洋海上保安フォーラム」及びアジア地域の海上保安機関が参加する「アジア海上保安機関長官級会合」に参加し、密輸対策等をテーマとした情報交換会議の中において銃器対策、銃器密輸対策及び銃器取締方策に関する意見交換等を行い、協力体制の強化を図る。

6 国民の理解と協力の確保

(1) 違法銃器根絶に向けた啓発活動の推進

〔警察庁〕

- 最近の銃器情勢や銃器対策について積極的に広報するほか、関係機関、団体と連携しつつ、マスメディア、インターネット、広報誌等の様々な媒体、各種行事等の機会を活用するなどして、違法銃器の排除と銃器事犯の根絶を広く国民に呼び掛け、意識の高揚を図るための広報啓発活動を推進する。
- 漁業、港湾関係団体等関係業界との連携を強化して、民間からの密輸情報の提供促進を図る。
- 「拳銃110番報奨制度」、「匿名通報事業」の活用や軍用拳銃の発見届出を促す広報啓発活動を積極的に推進し、国内に潜在する銃器情報の収集に努める。

〔財務省〕

- 税関のウェブサイトに加え、SNSを活用し、広く一般国民に対し税関における水際対策等を広報する。
- 密輸情報提供リーフレットや密輸ダイヤル周知CM等を活用することにより、密輸ダイヤル（0120-461-961）を積極的に広報し、銃器等を含めた密輸情報の提供を一般国民に広く呼びかける。
- 取締強化期間を中心に、離島、不開港等の漁業関係者や地域住民に対し税関の密輸取締りにおける役割についてパンフレットの配布等によって広報を行う。

〔水産庁〕

- 都道府県及び関係漁業団体に対し、漁業者等への広報啓発活動を積極的、計画的に行うよう指導を行う。
- 銃器密輸防止のためのパンフレットを作成し、都道府県及び関係漁業団体等を通じ、関係漁業団体傘下の漁業者をはじめ広く一般国民に配布し、銃器等の密輸防止の協力を呼び掛ける。

〔経済産業省〕

- 必要に応じて、猟銃等の製造事業者及び販売事業者を対象とした「猟銃等保安対策講習会」を開催し、猟銃等の適正管理等の保安対策の必要性について普及啓発を行う。
- 火薬類の危害予防意識の高揚を図ることを目的とした「火薬類危害予防週間」を実施し、火薬類関係団体、各都道府県、各産業保安監督部を通じて普及啓発用のポスターを配布するとともに、火薬類販売業者及び火薬庫の所有者又は占有者等に対して、実包等に係る管理体制の点検等の安全確認の徹底を図る。

〔国土交通省〕

- 国際宅配便を取り扱う事業者に対し、荷物の中に隠匿された銃器の発見につながる情報の提供について事業者団体を通じ協力を要請するとともに、各事業者において営業所等まで適

切に伝達されているか確認を行うことにより、一層の周知を図る。

〔海上保安庁〕

- 「海の緊急通報用電話番号 118 番」を活用し、銃器事犯の情報提供を広く呼びかける。

〔環境省〕

- 各都道府県において、狩猟者に対して狩猟免許の更新時に行う講習会を通じて、狩猟者が所持する銃器の適正な使用及び管理について指導する。
- 都道府県及び狩猟団体に対して、狩猟期間等における銃器の適正な使用及び管理について、狩猟者への指導を要請する。

(2) 国内への銃器密輸等防止に向けた対外広報の実施

〔警察庁〕

- 関係機関と連携し、港湾・空港関係団体等の協力を得るなどして、増加する来日外国人による我が国への銃器持ち込みも含め、銃器密輸防止のための広報を積極的に実施する。

〔財務省〕

- 旅行会社等に対し、銃器等の密輸防止に関するパンフレット等の配布を要請する。

〔海上保安庁〕

- 関係機関と連携し、マリーナ、漁業及び海事関係者等を訪問するなどして、銃器等の密輸防止のための情報提供について理解と協力を求める。